

議案第 5 号

一般職の職員の給与等に関する条例及び君津市任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一般職の職員の給与等に関する条例及び君津市任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 29 年 11 月 30 日提出

君津市長 鈴木 洋 邦

提案理由

平成 29 年 10 月の千葉県人事委員会勧告に準じ、一般職の職員の給料月額及び期末・勤勉手当の支給率の引上げを行うため、一般職の職員の給与等に関する条例（昭和 45 年君津市条例第 21 号）及び君津市任期付職員の採用等に関する条例（平成 21 年君津市条例第 2 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第 号

一般職の職員の給与等に関する条例及び君津市任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

第 1 条 一般職の職員の給与等に関する条例（昭和 4 5 年君津市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 0 条第 1 項第 1 号中「3 0 8, 0 0 0 円」を「3 0 8, 3 0 0 円」に改め、同項第 2 号中「5 0, 6 0 0 円」を「5 0, 7 0 0 円」に改める。

第 2 2 条第 2 項第 1 号中「1 0 0 分の 8 5」を「1 0 0 分の 9 5」に改め、同項第 2 号中「1 0 0 分の 4 0」を「1 0 0 分の 4 5」に改める。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第1（第4条第1項）

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	142,600	179,200	228,900	262,000	288,000	318,500	362,300	407,700
	2	143,700	180,900	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900	410,100
	3	144,900	182,600	232,000	265,700	292,500	323,000	367,400	412,600
	4	146,000	184,300	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000	415,000
	5	147,100	185,800	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900	416,900
	6	148,200	187,600	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400	419,200
	7	149,300	189,400	238,300	273,400	301,200	331,600	376,700	421,300
	8	150,400	191,100	239,900	275,500	303,400	333,800	379,200	423,500
	9	151,500	192,700	241,200	277,600	305,400	335,800	381,700	425,500
	10	152,900	194,500	242,700	279,600	307,700	338,000	384,400	427,600
	11	154,200	196,300	244,300	281,700	309,900	340,000	387,000	429,700
	12	155,500	198,100	245,700	283,700	312,200	342,200	389,700	431,800
	13	156,800	199,700	247,200	285,700	314,300	344,000	392,100	433,500
	14	158,300	201,500	248,700	287,800	316,400	346,000	394,400	435,300
	15	159,800	203,300	250,000	289,800	318,600	348,100	396,600	437,300
	16	161,400	205,100	251,400	291,800	320,700	350,100	399,000	439,300
	17	162,700	206,800	252,900	293,700	322,700	351,800	400,800	441,200
	18	164,200	208,600	254,600	295,700	324,700	353,800	402,800	443,000
	19	165,700	210,400	256,300	297,800	326,700	355,600	404,700	444,800
	20	167,200	212,200	258,100	299,800	328,700	357,500	406,500	446,500
	21	168,600	213,600	259,700	301,800	330,500	359,500	408,400	448,300
	22	171,300	215,400	261,500	303,900	332,600	361,400	410,200	449,800
	23	173,900	217,100	263,200	305,900	334,600	363,400	412,000	451,200
	24	176,500	218,900	264,900	308,000	336,700	365,300	413,900	452,700
	25	179,200	220,600	266,900	309,700	338,100	367,300	415,700	454,100
	26	180,900	222,300	268,800	311,800	340,000	369,200	417,200	455,400
	27	182,600	223,900	270,600	313,800	341,900	371,200	418,700	456,700
	28	184,300	225,500	272,400	315,800	343,800	373,200	420,300	457,900
	29	185,800	227,000	274,100	317,600	345,500	374,700	421,900	458,900
	30	187,600	228,700	276,000	319,600	347,400	376,500	423,200	459,600
	31	189,400	230,300	277,900	321,700	349,300	378,300	424,500	460,400
	32	191,100	231,900	279,600	323,800	351,100	379,900	425,700	461,100
	33	192,700	233,100	281,200	325,100	353,000	381,700	426,900	461,800
	34	194,200	234,600	283,100	327,100	354,800	383,100	428,200	462,600
	35	195,700	236,000	284,900	329,000	356,600	384,600	429,500	463,300
	36	197,200	237,300	286,800	331,100	358,300	386,200	430,700	463,900
	37	198,500	238,600	288,400	333,000	359,700	387,600	431,900	464,400
	38	199,800	239,800	290,100	334,900	361,000	388,800	432,700	465,000
	39	201,100	240,800	291,900	336,900	362,400	390,000	433,500	465,600
	40	202,400	242,000	293,700	338,800	363,800	391,100	434,300	466,200
	41	203,700	243,300	295,300	340,700	365,100	392,200	434,900	466,700
	42	205,000	244,500	297,000	342,600	366,000	393,400	435,600	467,200

再任用職員及び任期付職員以外の職員	43	206,300	245,700	298,500	344,400	367,100	394,600	436,300	467,600
	44	207,600	247,000	300,100	346,300	368,200	395,700	437,000	467,900
	45	208,800	247,900	301,700	347,800	369,300	396,400	437,800	468,200
	46	210,100	249,300	303,400	349,200	370,500	397,100	438,600	
	47	211,400	250,700	305,000	350,700	371,700	397,800	439,000	
	48	212,700	252,200	306,700	352,200	372,800	398,500	439,700	
	49	213,800	253,600	307,700	353,800	373,900	399,100	440,200	
	50	214,900	255,000	309,200	354,600	375,100	399,700	440,600	
	51	215,900	256,400	310,700	355,800	376,300	400,200	441,000	
	52	217,000	257,700	312,300	356,800	377,400	400,600	441,400	
	53	218,100	258,900	313,900	357,700	378,500	401,000	441,800	
	54	219,100	260,200	315,500	358,800	379,700	401,300	442,200	
	55	220,000	261,600	317,100	359,700	380,900	401,600	442,600	
	56	221,000	262,900	318,600	360,800	382,000	401,900	442,900	
	57	221,500	264,100	320,100	361,700	383,100	402,200	443,200	
	58	222,400	265,200	321,300	362,400	384,300	402,500	443,600	
	59	223,200	266,500	322,500	363,100	385,500	402,800	443,900	
	60	224,100	267,800	323,700	363,800	386,600	403,100	444,200	
	61	224,800	268,800	324,400	364,200	387,600	403,400	444,500	
	62	225,800	269,900	325,300	364,800	388,800	403,700		
	63	226,600	271,200	326,100	365,500	390,000	404,000		
	64	227,500	272,500	326,900	366,200	391,100	404,300		
	65	228,200	273,500	327,800	366,500	392,200	404,600		
	66	229,000	274,500	328,200	367,200	393,400	404,900		
	67	229,900	275,400	328,900	367,900	394,600	405,200		
	68	231,000	276,500	329,700	368,600	395,700	405,500		
	69	231,700	277,600	330,500	368,900	396,400	405,700		
	70	232,400	278,600	331,200	369,500	397,100	406,000		
	71	233,000	279,500	331,900	370,200	397,800	406,300		
	72	233,800	280,500	332,600	370,800	398,500	406,600		
	73	234,600	281,100	333,100	371,100	399,100	406,800		
	74	235,300	282,000	333,700	371,700	399,700	407,100		
	75	236,000	282,700	334,200	372,400	400,200	407,400		
	76	236,600	283,600	334,800	373,000	400,600	407,600		
	77	237,300	284,600	335,100	373,400	401,000	407,800		
	78	238,100	285,400	335,600	373,900	401,300	408,100		
	79	238,900	286,200	336,000	374,500	401,600	408,400		
	80	239,600	287,000	336,500	375,000	401,900	408,600		
	81	240,200	287,800	336,900	375,500	402,200	408,800		
	82	240,900	288,300	337,400	376,100	402,500	409,100		
	83	241,600	288,700	337,900	376,600	402,800	409,400		
	84	242,300	289,200	338,400	376,900	403,100	409,600		
	85	242,900	289,300	338,700	377,300	403,400	409,800		
	86	243,600	289,700	339,100	377,800	403,700			
	87	244,300	289,900	339,600	378,200	404,000			
	88	245,000	290,300	340,000	378,600	404,300			
	89	245,600	290,500	340,300	379,000	404,600			

	90	246,100	290,700	340,700	379,500	404,900			
	91	246,400	291,100	341,200	379,900	405,200			
	92	246,800	291,400	341,600	380,300	405,500			
	93	247,100	291,700	341,800	380,600	405,700			
	94		292,000	342,200	381,100				
	95		292,300	342,700	381,500				
	96		292,700	343,100	381,900				
	97		293,000	343,200	382,200				
	98		293,400	343,700					
	99		293,700	344,100					
	100		294,100	344,400					
	101		294,200	344,700					
	102		294,400	345,100					
	103		294,800	345,500					
	104		295,200	345,900					
	105		295,400	346,400					
	106		295,700	346,800					
	107		296,100	347,200					
	108		296,500	347,600					
	109		296,700	348,100					
	110		297,000	348,500					
	111		297,400	348,800					
	112		297,700	349,100					
	113		297,900	349,600					
	114		298,200						
	115		298,600						
	116		298,900						
	117		299,100						
	118		299,500						
	119		299,900						
	120		300,200						
	121		300,300						
	122		300,600						
	123		300,900						
	124		301,300						
	125		301,500						
再任用職員		187,300	214,800	254,800	274,200	289,300	314,700	356,400	389,500
任期付職員		151,500	192,700	225,200	255,300	273,100	293,500	325,000	360,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第25条に規定する職員を除く。

別表第2（第4条第1項）

医 療 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
	1	331,800	396,700	471,100
	2	334,800	399,600	473,400
	3	337,700	402,500	475,600
	4	340,700	405,300	477,900
	5	343,400	408,000	480,200
	6	346,700	410,700	482,400
	7	349,800	413,500	484,600
	8	352,900	416,200	486,800
	9	355,700	418,600	488,800
	10	358,600	421,300	490,900
	11	361,700	423,900	493,000
	12	364,900	426,600	495,100
	13	367,900	429,000	497,200
	14	371,500	431,500	499,300
	15	374,700	433,900	501,400
	16	378,400	436,400	503,500
	17	382,000	438,500	505,600
	18	384,700	440,900	507,600
	19	387,500	443,200	509,600
	20	390,200	445,600	511,600
	21	393,100	447,200	513,400
	22	395,700	449,600	515,200
	23	398,300	452,000	517,100
	24	400,700	454,300	519,000
	25	402,900	456,300	520,700
	26	405,200	458,600	522,500
	27	407,400	460,800	524,300
	28	409,700	463,100	526,100
	29	412,000	465,300	527,800
	30	414,100	467,600	529,600
	31	416,100	469,900	531,400
	32	418,200	472,100	533,200
	33	420,200	474,100	534,800
	34	422,100	476,200	536,600
	35	423,900	478,300	538,300
	36	425,900	480,400	540,100
	37	427,800	482,500	541,700
	38	429,800	484,300	543,300
	39	431,800	486,100	544,700
	40	433,800	487,900	546,300
	41	435,600	489,600	547,800
	42	437,400	491,400	549,200
	43	439,100	493,200	550,600

再任 用職 員及 び任 期付 職員 以外 の職 員	44	440,900	495,000	551,900
	45	442,800	496,600	553,100
	46	444,600	498,300	554,100
	47	446,400	500,100	555,100
	48	448,100	501,900	556,100
	49	449,900	503,500	557,100
	50	451,600	504,800	558,100
	51	453,400	506,100	559,100
	52	455,200	507,400	560,100
	53	457,100	508,500	561,200
	54	458,300	509,800	562,300
	55	459,500	511,100	563,400
	56	460,700	512,400	564,500
	57	461,900	513,400	565,600
	58	462,900	514,200	566,700
	59	463,900	515,000	567,800
	60	464,900	515,800	568,900
	61	465,700	516,700	570,000
	62	466,400	517,500	571,000
	63	467,100	518,400	572,000
	64	467,800	519,200	573,000
	65	468,500	520,100	574,000
	66	469,200	521,000	575,000
	67	469,900	521,700	576,000
	68	470,600	522,600	577,000
	69	470,900	523,500	578,000
	70	471,600	524,300	579,000
	71	472,300	525,200	580,000
	72	473,000	526,100	581,000
	73	473,400	526,900	582,000
	74	474,000	527,800	583,000
	75	474,700	528,700	584,000
	76	475,400	529,400	585,000
	77	475,800	530,200	586,000
	78	476,400	531,100	587,000
	79	477,000	532,000	588,000
	80	477,500	532,900	589,000
	81	478,100	533,700	590,000
	82	478,600	534,600	591,000
	83	479,100	535,500	592,000
	84	479,600	536,400	593,000
	85	480,000	537,200	594,000
	86	480,600	538,100	595,000
	87	481,000	539,000	596,000
	88	481,500	539,900	597,000
	89	482,000	540,700	598,000
	90	482,600		599,000
	91	483,200		600,000
	92	483,600		601,000

	93	484,100		602,000
	94	484,700		603,000
	95	485,300		604,000
	96	485,900		605,000
	97	486,400		606,000
	98			607,000
	99			608,000
	100			609,000
	101			610,000
	102			611,000
	103			612,000
	104			613,000
	105			614,000
	106			615,000
	107			616,000
	108			617,000
	109			618,000
	110			619,000
	111			620,000
	112			621,000
	113			622,000
	114			623,000
	115			624,000
	116			625,000
	117			626,000
	118			627,000
	119			628,000
	120			629,000
	121			630,000
	122			631,000
	123			632,000
	124			633,000
	125			634,000
	126			635,000
	127			636,000
	128			637,000
	129			638,000
	130			639,000
	131			640,000
	132			641,000
	133			642,000
再任用職員		338,200	392,600	465,600
任期付職員		304,000	351,600	428,100

備考 この表は、診療所等に勤務する医師に適用する。

第2条 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第22条第2項第1号中「100分の95」を「100分の90」に改め、同項第2号中「100分の45」を「100分の42.5」に改める。

（君津市任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第3条 君津市任期付職員の採用等に関する条例（平成21年君津市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「372, 000」を「373, 000」に、「420, 000」を「421, 000」に改める。

第8条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第4条 君津市任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

2 第1条の規定（一般職の職員の給与等に関する条例（以下「給与条例」という。）第22条第2項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定及び第3条の規定（君津市任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第7条第1項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定は平成29年4月1日から、第1条の規定（給与条例第22条第2項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定及び第3条の規定（任期付職員条例第7条第1項の改正規定を除く。）による改正後の任期付職員条例の規定は同年12月1日から適用する。

（給与の内払）

3 第1条の規定による改正後の給与条例及び第3条の規定による改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例及び第3条の規定による改正前の任期付職員条例の規定により支給された給与は、それぞれ第1条の規定による改正後の給与条例及び第3条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

一般職の職員の給与等に関する条例及び君津市任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
第1条による改正 一般職の職員の給与等に関する条例 (初任給調整手当) 第20条 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日(第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用後市長が定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給することができる。 (1) 医療職給料表の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるもの 月額 <u>308,300円</u> (2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職(前号に掲げる職を除く。)で規則で定めるもの 月額 <u>50,700円</u> (3) 省略 2～3 省略 (勤勉手当) 第22条 省略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。	(初任給調整手当) 第20条 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日(第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用後市長が定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給することができる。 (1) 医療職給料表の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるもの 月額 <u>308,000円</u> (2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職(前号に掲げる職を除く。)で規則で定めるもの 月額 <u>50,600円</u> (3) 省略 2～3 省略 (勤勉手当) 第22条 省略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額

3～5 省略

別表第1 省略

別表第2 省略

第2条による改正 一般職の職員の給与等に関する条例
(勤勉手当)

第22条 省略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の90を乗じて得た額の総額

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の85を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の40を乗じて得た額の総額

3～5 省略

別表第1 省略

別表第2 省略

(勤勉手当)

第22条 省略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の42.5を乗じて得た額の総額

3～5 省略

第3条による改正 君津市任期付職員の採用等に関する条例

(特定任期付職員の給与の特例)

第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（君津市水道部（以下「水道部」という。）に採用された職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額（円）
1	<u>373,000</u>
2	<u>421,000</u>
3	471,000
4	532,000
5	607,000
6	709,000
7	829,000

2～5 省略

(一般職の職員の給与等に関する条例の適用除外等)

第8条 省略

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第3条、第19条第2項及び第21条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。次条において同じ。）」とあるの

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額

3～5 省略

(特定任期付職員の給与の特例)

第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（君津市水道部（以下「水道部」という。）に採用された職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額（円）
1	<u>372,000</u>
2	<u>420,000</u>
3	471,000
4	532,000
5	607,000
6	709,000
7	829,000

2～5 省略

(一般職の職員の給与等に関する条例の適用除外等)

第8条 省略

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第3条、第19条第2項及び第21条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。次条において同じ。）」とあるの

は「、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。次条において同じ。）及び特定任期付職員業績手当」と、第3条中「災害派遣手当」とあるのは「災害派遣手当、特定任期付職員業績手当」と、第19条第2項中「前項に規定する職にある職員」とあるのは「君津市任期付職員の採用等に関する条例（平成21年君津市条例第2号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、第21条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」とあるのは「100分の167.5」とする。

第4条による改正 君津市任期付職員の採用等に関する条例

（一般職の職員の給与等に関する条例の適用除外等）

第8条 省略

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第3条、第19条第2項及び第21条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。次条において同じ。）」とあるのは「、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。次条において同じ。）及び特定任期付職員業績手当」と、第3条中「災害派遣手当」とあるのは「災害派遣手当、特定任期付職員業績手当」と、第19条第2項中「前項に規定する職にある職員」とあるのは「君津市任期付職員の採用等に関する条例（平成21年君津市条例第2号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、第21条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支

は「、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。次条において同じ。）及び特定任期付職員業績手当」と、第3条中「災害派遣手当」とあるのは「災害派遣手当、特定任期付職員業績手当」と、第19条第2項中「前項に規定する職にある職員」とあるのは「君津市任期付職員の採用等に関する条例（平成21年君津市条例第2号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、第21条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」とあるのは「100分の162.5」とする。

（一般職の職員の給与等に関する条例の適用除外等）

第8条 省略

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第3条、第19条第2項及び第21条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。次条において同じ。）」とあるのは「、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。次条において同じ。）及び特定任期付職員業績手当」と、第3条中「災害派遣手当」とあるのは「災害派遣手当、特定任期付職員業績手当」と、第19条第2項中「前項に規定する職にある職員」とあるのは「君津市任期付職員の採用等に関する条例（平成21年君津市条例第2号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、第21条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支

給する場合においては100分の137.5」とあるのは「100分の165」とする。

給する場合においては100分の137.5」とあるのは「100分の167.5」とする。